

会 議 録

- 1 名 称 北九州市特別職議員報酬等審議会（第2回）
- 2 議 題 追加資料の説明
市長及び副市長の給料の額等の検討
- 3 開催日時 平成26年7月14日（月）
14時00分 ～ 15時00分
- 4 開催場所 北九州市役所5階 特別会議室A
- 5 出席した者（委員）の氏名
森山 寛（会長） 永井 博文（会長代理）
香月 きょう子 加藤 美佐子 兒玉 雄太 津留 小牧
羽田野 隆士 原田 美紀 松村 佐和子
（欠席委員：福島 昭一）
- 6 議事の概要
- 各政令指定都市の歳出決算額について、配布資料（追加資料）に基づき事務局より説明し、質疑等を行った。
 - 市長及び副市長の給料の額等の事務局試案について、配布資料（事務局試案）に基づき事務局より説明し、検討を行った。
 - 市長及び副市長の給料の額等については、今回の審議を踏まえ、次回、会長及び会長代理により、「会長・会長代理試案」を提案することを決定した。
 - 市長及び副市長の給料の額等の改定時期については、次のとおり決定した。
 - （1）給料の額については、給与の額の改定に関する条例が公布された日の属する月の翌月から施行する。
 - （2）退職手当については、退職手当に関する条例が公布された日から施行する。
 - ただし、給料の額については、「市長等の給与の特例に関する条例（平成25年北九州市条例第4号）」の趣旨を踏まえ、平成27年3月31日までの間、改定前の給料の額を10%減額した額とすることとした。
 - 次回、会長及び会長代理により、これまでの審議を踏まえた答申文の素案を提案し、答申文について審議することを決定した。

7 経 過（委員発言内容）

（1）開会

○森山会長

予定時間となりましたので、ただ今から第2回「北九州市特別職議員報酬等審議会」を開催いたします。

まず、事務局から本日の欠席者につきまして報告をお願いいたします。

○事務局（総務企画局長）

総務企画局長の井上でございます。本日はどうもありがとうございます。

最初6月30日を第2回目と予定しておりましたが、今日の日になりました。事務局の都合でございましたので、皆様にご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

なお、本日は福島委員が欠席されております。後で、ご説明があると思いますが、意見を出されておりますので、皆様でご審議いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○森山会長

それでは議題に入ります前に、前回ご欠席をされていらっしやった加藤委員と羽田野委員が今日おいででございますので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

○加藤委員

前は欠席をいたしまして、本当に申し訳ございませんでした。私、北九州市婦人会連絡協議会のほうから出ております加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○羽田野委員

私も最初欠席しておりました商工会議所の羽田野でございます。大変重要テーマということで非常に緊張感をもって臨みたいと思います。よろしくお願いいたします。

○森山会長

ありがとうございました。それでは会議次第に従って進めて参りたいと思います。

（2）追加資料の説明

○森山会長

最初の議題である「追加資料の説明」に入ります。

前回の審議会で、政令指定都市の歳出決算額を比較した資料を次回の審議会までに準備するよう事務局をお願いしておりましたところ、本日、机上に配布をされております。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（人事部長）

それでは、私のほうからお手元の「追加資料」、これに沿ってご説明申し上げます。

前回、香月委員から、前回会議資料の17ページの「政令指定都市の人件費比率」、これにおきまして、本市の人件費決算額の順位が高い方から11位であるのに対しまして、歳出総額に占める人件費の割合、これを示します人件費比率といいますが、この順位が政令市で第4位、この順位にかなり開きがあるということにつきまして、どう捉えたらよいのかと、また、各政令指定都市における全体の財政規模が分かるような資料の提出をということで、ご質問とご要望がございました。

このことにつきまして、お手元の今日お配りしております追加資料に沿って、改めてご説明したいと思えます。

まずは、追加資料の1ページをお開きください。

この資料は、政令指定都市におけます平成24年度決算に係る歳出総額とその主な内訳の比較でございます。25年度決算というのはまだ出ておりませんで、最新の政令市の決算ということになります。

歳出総額が高い順に並べておりますが、本市の歳出総額は高い方から第11位となっております。人件費決算額も同様に第11位となっております。人件費を歳出総額で割った人件費比率となりますと、前回ご説明申し上げましたとおり、低い方から第4位となる訳でございますが、人件費比率の分母となります歳出総額について見ますと、順位的には人口規模に応じたものとなっております。しかしながら、さらに分析してみますと、人口規模に比して歳出規模が大きいということが、人件費比率を押し下げる要因になっているのではないかとということがうかがわれます。

もう一つの資料をご覧くださいと思います。追加資料の2ページでございます。この資料は、他の政令指定都市との比較をより分かりやすくするために、歳出総額を市民一人当たりの数値に置き換えたものでございます。人件費は、本市の7万円に対し、政令指定都市平均は6万5千円、一方、歳出総額は、本市の53万6千円に対し、政令指定都市平均は45万3千円となっております。人件費比率の分子となりますこの人件費が、ほぼ政令指定都市の平均並と、本市の数値がですね。ということであるのに対しまして、分母である歳出総額が政令指定都市平均を大きく上回っていることがわかります。このことが結果として、本市の人件費比率が相対的に低くなっている要因ではないかと考えられるところでございます。

本市の財政当局によりますと、歳出総額が大きくなっている理由といたしまして、平成24年度でいいますと、震災や円高など急変する経営環境に対応するために、緊急経済・雇用対策として中小企業融資を拡充したこと、ほかにも、黒崎の副都心、この文化・交流拠点地区の整備事業といった大型事業を実施したことで、貸付金や投資的経費といった費目が、他の政令市と比べて相対的に大きくなっているというような状況が挙げられるということです。

このほか、本市は、政令指定都市で最も高齢化が進んでおりまして、こ

れに伴う福祉・医療関連経費である扶助費等につきましても、他の政令指定都市と比べて相対的に大きくなっており、このことも歳出総額が大きくなっている、膨らんでいる要因の一つであろうと考えられるところでございます。

説明は、以上でございます。

○森山会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんでしょうか。香月委員、よろしいでございましょうか

○香月委員

ちょっと詳しく聞いていいですか。中小企業融資とか黒崎の整備事業に伴う貸付金が増大したために大きくなったということですが、それを除けばそんなに大きい歳出総額、他都市と比べて歳出総額が大きいという訳ではないということですか。

○事務局（人事部長）

財政当局のほうに確認しましたと申しましたけれど、何を確認したかといいますと、財政の規模が大きくなった北九州市の特徴的なところを確認したら、先ほどのようなことでした。ですからそれ以外は取り立てて、その特段、政令市の平均的なところと比べて突出したものはないというところでございます。先ほどの私がお説明をしましたような内容が一番特徴的なものとして挙げられるということでございます。

○香月委員

北九州市は高齢化率が非常に高いですから、それに伴う扶助費が大きくなるのは分かるんですけど、それは他都市と比べてどのくらい大きいとかわかりますか。

○事務局（給与課長）

資料の2ページをご覧くださいませでしょうか。政令指定都市の平均と本市を比較した資料でございます。扶助費で申し上げますと、差額の欄でございますけども、政令市を100としたら北九州市が107と若干大きくなっております。一方、歳出総額全体で申し上げますと、18%上回っておりますので、扶助費よりもむしろ融資ですとか、そのような財政当局の説明になろうかと思えます。

○香月委員

これは短期的なものとして捉えてよいということですね。
わかりました。

○森山会長

他にございませんか。特にないようでしたら、以上で追加資料の説明を終えたいと思えます。

(3) 市長及び副市長の給料の額等の検討

○森山会長

それでは、会議次第の3でございます。市長及び副市長の給料の額等の検討に移ります。事務局よりたたき台として試案が配布されておりますので、まず、事務局より資料の説明をお願いします。

○事務局（人事部長）

それでは、お手元にお配りしております「事務局試案」のまず1ページをお開きください。この資料につきましては、この後は「事務局試案」と呼ばさせていただきます。

前回は申し上げましたが、これまでの改定に当たりましての基本的な考え方ということにつきましては、一般職の職員の給与改定率が一定程度累積した場合に、その累積給与改定率を目安として改定を行うということで、その他、他の自治体の特別職給与との均衡や、国の特別職給与との均衡、また、当時ありました収入役、この給与が一般職の給与を下回っていないかといった点なども考慮しながら、改定を行ってきております。この1ページのまず1案でございますが、1案は、現行額に1万円プラスしまして、月額135万円とするという案でございます。

これは、今、申し上げました一般職の職員の累積給与改定率に着目した案でございます。市長の給料が改定された前回の平成6年度からの累積給与改定率0.27%でございますが、この分を上乗せした案でございます。

この累積給与改定率0.27%に関しましては、本日お配りしておりますこの追加資料の綴りの3ページをお開きください。計算結果は3ページに平成6年度以降の給与改定率を記載してございまして、右側の欄がその累積です。6年度から25年度まで累積が一番右下の数字でございまして、0.27%でございます。

これ計算しますと1,343,618円となります。1,343,618円となりますが、従来からの改定時における端数処理の方法に則りますと1,000円以上の端数は1万円に切り上げるというルールで今までやっておりまして、それによりますと134万円が135万円になるというものでございます。135万円になった結果、結果的な増減率は、プラス0.7%ということになります。

政令指定都市における順位は、給料月額は今と同じ高い方から6番目、例月給与は1つ順位を上げて高い方から9番目、年間給与は今と同じ11番目ということになります。

次に、2案の考え方についてのご説明です。

この2案は、現行額から11万円マイナスする月額123万円という案でございます。この案は、1案のところでご説明をしたところの従来までの考え方を基本としつつも特に、管理職の給料月額の累積改定率との均衡を図ろうとしたものでございます。追加資料の4ページをご覧ください。

この資料は、前回改定の平成6年度以降の職員の改定状況を職員全体と管理職に分けて基本給である給料月額に着目した改定率の経過を記載した

ものでございます。

職員の給与改定は、基本給である給料月額に、扶養手当などの諸手当を含めて実施しております。

前回改定の平成6年度までは、おおむねプラスの給与改定で推移してきましたが、その後の景気低迷で、改定率が低い率となりまして、マイナスの改定が続いた時期もございます。さらに、近年は、管理職と非管理職とで給与改定を同時期に行うにしてもですね、給料月額の引き上げ方に差を設けるようなことを行ってきております。この表をご覧くださいても、累積給料改定率を大きく、右側の欄にですね、その中で管理職と全体とありますが、この累積給料改定率は、これ給料だけに着目したのですが、管理職だけでいうと、この20年間の累積はマイナス8.83%。管理職ではない職員も含めて全体でいいますとマイナス4.07%と、結構な差がでているということでございます。従いまして職員全体の給料月額のみで見た前回改定以降の累積給料改定率がマイナス4.07%、管理職に着目すると倍以上のマイナス8.83%という状況で、この考えに基づきますと給料月額に前回改定からの、134万円にした時以降のですね。その時以降の管理職の給料の累積の改定率、つまりマイナスの8.83%を乗じたもの、これを引きますと1,221,678円となりまして、端数処理をして123万円としたこれが2案でございます。

この場合の増減率はマイナス8.2%。政令指定都市における順位は、給料月額は8つ順位を下げて高い方から14番目、例月給与は5つ順位を下げて15番目、年間給与はこれも5つ順位を下げて第16番目となります。

最後に、3案の考え方についてご説明申し上げます。3案は現行額から6万円マイナスする月額128万円という案でございます。

追加資料の5ページをお開きください。北九州市を除く政令指定都市における給料月額の平均は、政令市平均欄に書いてありますが、1,279,579円となっております。これを考慮した案でございます。

この場合の増減率は、マイナス4.5%となり、政令指定都市における順位は、給料が3つ順位を下げて9番目、例月給与は1つ下げて11番目、年間給与は3つ順位を下げて14番目となります。この案は、現時点での政令指定都市における平均額ということでございます。

以上各案の考え方についてご説明申し上げましたが、その他参考事項といたしまして、国の特別職である内閣総理大臣につきましては、平成6年当時の俸給月額は2,234,000円、それが現在の俸給月額2,050,000円で、その差はマイナス184,000円、減額率は8.24%ということでございます。また、国務大臣につきましても、平成6年当時は1,630,000円、現在の俸給月額は1,495,000円で、マイナス135,000円、減額率は8.28%という状況でございます。

さらに、他の政令指定都市につきましては、前回は説明申し上げました

とおり、平成18年度以降、累積給与改定率がマイナスとなったことによる引き下げ、それから地域手当の支給割合が見直されたことによる引き下げが行われておりますが、ここ数年は、特に大きな変化がないといった状況でございました。

次に、副市長の給料月額の見直しについてですが、試案の2ページをお開きください。

資料に記載しておりますとおり、市長の見直し案各案におけます増減率をそのまま用いた案となっております。詳細な説明は割愛させていただきたいと思っております。

1案が現行額から1万円プラスする月額107万円という案、2案が8万円マイナスして98万円とする案、3案が4万円マイナスする102万円という案となっております。

続きまして、退職手当の見直し案でございますが、試案の3ページをお開きください。

まず1案の考え方でございますが、この退職手当について前のご説明申し上げましたけれど、市長等の退職手当の支給割合につきましては、昭和58年6月の見直しを最後にこれまで改定が行われておりません。

ここで、他の政令指定都市における改定状況につきまして、追加資料の6ページをご覧ください。

この資料は、本市の前回改定以降の政令指定都市における市長等の退職手当に係る支給割合の改定推移でございます。

改定のあった年には改正後の支給割合を記載しております。そのうち、網掛けの部分が引下げ改定を示しております。網掛けの部分は二重線で囲っております。

このうち、北九州市の現行の支給割合であります0.6を下回る改定が行われましたのは、概ね平成25年度以降となっております。同年度以降に改定した7都市は、前のご説明申し上げました国家公務員の退職手当水準の見直しに準じ、一般職の退職手当の支給割合が引き下げられたことをその改定理由として、引下げ率も一般職に準じているものでございます。

それで試案のほうに戻っていただきますと、この1案でございますが、現行の支給割合を0.1引き下げて0.5とするものでございます。

今、ご説明申し上げましたけれども一般職の退職手当の引下げ状況や他の政令指定都市の市長の状況を考慮したものでございまして、多くの定年退職者が適用を受けることとなる一般職の退職手当の最高限度支給割合の引下げ率マイナス16.3%でしたが、これを現行の支給割合に乗じて算出したものでございます。

このマイナス16.3%は、追加資料の7ページをお開きください。ここにお示しておりますが、一般職の最高限度支給割合が平成25年7月1日に59.28月から49.59月に引き下げられました。この四角で囲った欄が

1 案になっております。左側の 1 案▲16.3%と書いておりますが、これのことです。

この場合の退職手当支給額、政令指定都市における順位等につきましては、給料月額の見直し案に依り、試案 3 ページに記載をしております。

3 ページご覧いただくと退職手当の 1 案の中に、中ほどご覧いただきますと給料月額 1 案、2 案、3 案と並んでおります。給料月額どの案をとるかによって退職手当の 1 案の中にも 3 通りあるということでございます。

次に、2 案の考え方についてです。

2 案は、現行の支給割合を 0.15 引き下げ、0.45 とするものでございます。

これは、1 案でお示した直近の一般職の改正状況だけではなくて、給料月額改定にあたっての考え方に準じ、先ほど言いましたように給料のほうは、現行の 134 万円になって以降一般職の給与改定がどのような状況だったか 20 年間の状況を全部反映させるとご説明いたしました。退職手当についても、そのような案があってもよいのではという案でございます。

1 案と同じく、多くの定年退職者が適用を受けることとなる一般職の退職手当の支給割合の引き下げ率マイナス 25.2%となりまして、これを現行の支給割合に乗じて算出したものでございます。

この 25.2%というのは、追加資料の 7 ページに記載しております。真ん中のやや右側のほうに四角で囲った 2 案▲の 25.2%とありますけれども、これでございます。

一般職の最高限度支給割合が、昭和 60 年 3 月 31 日までは 70.3 月でしたが、これが現在では 49.59 月に引き下げられておりまして、この間には、プラス要素として退職手当の調整額という制度が新設されました。これを月数に換算しますと約 3 月分でございますので、このこともきちんと反映した、その上でマイナス 25.2%というものでございます。

因みに、一般職におけるこの調整額の制度は、在職期間中の貢献度をよりの確に反映するためとして、平成 19 年 1 月に、国に準じて新設したものでございます。

この場合の退職手当支給額、政令指定都市における順位等につきましては、給料月額の見直し案に依りまして、試案 3 ページに記載をしております。

因みに、退職手当の 2 案によりまして給料の案の 1 案の場合は、市長の退職手当は 29,160,000 円となって政令市での順位は 16 位、給料が 1,230,000 円の 2 案ですと退職手当の額は 26,568,000 円で政令市で 17 位、給料の案が 3 案ですと、つまり 1,280,000 円ですと、退職手当の額は 27,648,000 円でこれも政令市での順位は 17 位ということになります。

続きまして、副市長の退職手当の見直し案でございますが、これは試案の4ページに記載しております。これも市長に準じた各案の作りとさせていただきます。

以上でございます。

○森山会長

ありがとうございました。それぞれ3つの案をご説明していただきましたけれども、これにつきましてご質問、ご意見がありましたらどうぞ自由に。

○羽田野委員

よろしいでしょうか。今、3つの非常に案をわかりやすく説明をしていただきましたが、まず市長等の給料の月額に関しましては、従前の改定の考え方である1案も理解できないことはないですけれども、管理職職員の基本給であります給料の月額が前回改定以降減じられてきております。市制のトップつまり最高責任者としてこれと均衡を図る必要があるのではないかと思います。それと、管理職職員との均衡を図る2案の金額は政令市の下位グループに属することとなりますけれども、現在の北九州市の財政事情等を考慮すればこれもやむを得ないと考えまして、私としては2案が適当ではないかと考えます。

それから次に退職手当に関してですけれども、他都市では一般職の改定状況のうち直近の改定だけを反映した都市がいくつかあるとのことでしたけれども、給料月額につきましては、市長の給料月額が現在の額になって以降の一般職の改定をすべて反映しているわけですから、退職手当につきましても同様に前回改正以降の職員の状況等を考慮しまして、均衡を図った2案が適当ではないかと考えております。

また、副市長の給料月額、それから退職手当につきましても市長の改定に対する割合と同一である2案がよろしいのではないかと思います。

○森山会長

ありがとうございます。今のご意見、両方2案でございますが。ほかの委員の方々どうでしょうか。

○原田委員

よろしいでしょうか。意見がひとつとご質問がひとつございます。

まず、意見については、今、羽田野委員がおっしゃったように私も2案がいいのではないかと思います。その理由としては3案、他都市との平均というような、北九州市の特徴等を見ると、これをそのまま持ってくるのは乱暴ではないかと思いますし、あと、羽田野委員がおっしゃったように本来であれば1案が一番しっくりくるのかなというふうに思いますけれども、北九州市の財政事情、職員の皆さんのこれまでの状況を考慮すれば、給料月額、それから退職手当のいずれも2案が適当ではないかと思います。

あと質問ですが、特に退職手当の件につきまして、市長は任期等がござ

いますから一般職より税金の控除率などが低いと思われませんが、具体的に、ざっとで構わないのですが、手取り額はどのくらいになるのでしょうか。

○森山会長

税金の件ですね、手取り額はどのくらいになるのでしょうか。

○事務局（人事部長）

民間企業でいいますと役員ですとか、地方自治体でいいますと市長のような、そもそも定められた任期が比較的短い方、これらの方に対する退職手当の税制が平成 24 年度に変わっておりまして、退職所得課税の見直しが行われました。

どのような見直しが行われたかと言いますと、退職手当に対する税金といいますのは、退職手当の支給額がございまして、これから在職年数に応じた所得控除額というのがございまして、その控除した額の今までさらにその残り額の 2 分の 1 に課税するということでした。我々一般職は未だにそうなんです、市長はですね 2 分の 1 にするというのが廃止されまして、退職手当の支給額、これから在職年数に応じた控除があって 2 分の 1 したところに税率が掛かるというのが廃止されました。市長の例で申しますと、現行額でいうと市長の退職手当の額というのは 38,592,000 円ですが、税制改正前の退職手当に対する税金は、所得税が 4,602,400 円、それから住民税が 1,849,500 円、合わせまして 6,451,900 円これが約 3,800 万の退職金から税金として控除されます。差し引き、税引き後は 32,140,100 円という額でした。これが 2 分の 1 課税という考えがなくなった関係で、現在はどうなっているかと言いますと、仮に 38,592,000 円の退職手当額に変更がないとすれば、所得税は 12,252,817 円と住民税が 3,699,100 円、合わせまして所得税と住民税で 15,951,917 円。税引き後は 22,640,083 円。

税制改正前の税引き後の手取りが約 3,200 万と言いましたけれど、税制改正後は約 2,200 万に変わります。いうことで受け取り額が約 1,000 万減っているということでございます。以上でございます。

○羽田野委員

率で言うと大体どのくらいになるのですか。今のは、改定の前の話ですよ。

○事務局（人事部長）

今、私がお説明をしましたのは、税制の話ですので、これはもう皆様方にお願ひしております報酬審議会の話がどうなるとも税制は税制で決まっておりますので、今の税制で言いますと、ざっと言うと市長の場合、退職手当の支給額の 4 割は税金ということですよ。

○森山会長

それ以外、どなたかご意見がございませんか。

○兒玉委員

私も給料に関しましては、北九州市の財政状況を考えると引き上げるというのは難しいかなと感じます。また、管理職の方々も実際、現実として8%以上下がっているということですので、また国の特別職の給料月額も平成6年度当時から8%下がっているということですので、市長もこの事務局の第2案ぐらいは下げるべきではないかと考えます。退職手当に関しても同じく職員が下がっているのですから、市長もそれに準じた2案が適当ではないかと考えます。以上です。

○森山会長

ありがとうございました。他にご意見はございますか。

それでは、今日ご欠席されております福島委員よりご意見をお預っておりますので、事務局のほうよりご説明をお願いします。

○事務局（人事部長）

ご欠席の福島委員からお預かりしております意見書を読み上げさせていただきます。

現状の北九州市の財政状況、また、現在取り組みを進めている北九州市行財政改革推進の観点、更には北九州市職員の賃金改定状況等を鑑み意見を申し上げます。

1番目、市長の例月給与について、水準は他の政令指定都市と比較しても若干高いような気がします。水準は札幌市、これは政令市で10番目ですが、この程度が妥当と考えます。但し、北九州市職員の改定率等も考慮する必要があります。

2番目に市長の退職手当について、水準は他の政令指定都市と比較してかなり高い水準と思います。福岡市より高い水準もいかなものかと思います。よって、3,000万円を下回る水準での検討がよいのではないかと考えています。

3番目に副市長の例月給与・退職手当についてです。市長の水準確定後、同比率での改定が望ましいと考えます。

福島委員からお預かりしておりますのは以上でございます。

○森山会長

ありがとうございました。まあ北九州市職員の賃金改定状況等も鑑みてというようなご意見でしたけれども。

その他の方ご意見ございませんか。今までお伺いしていると、皆様方のご意見、福島委員のご意見を含めましても、給料の額については2案がよいのではないかと、そしてまた、退職手当の支給割合についても2案がよいのではないかというようなことが、今のご意見いただいた中で多数ではないかと思うところでございます。

次回の審議会では、市長、それから副市長の給料の額、それから退職手当の額を決定しなければなりません。

今日、今のところ、各委員の皆様の意見は、概ね一致しておりますので、

ご了承いただけるならば、本日の皆様のご意見を踏まえて、私と会長代理の永井委員と二人でよく調整をいたしまして、次回に会長・会長代理試案という形で提案させていただきたいと思っておりますけれども、いかがなものでございましょうか。

(「異議なし」と発する者あり)

○森山会長

ありがとうございます。

では、次回、私と永井会長代理とでよく相談いたしまして、会長・会長代理試案を提案させていただきます。

それでは、他にご意見等はございませんでしょうか。

○原田委員

そもそも論といえますか、今、この退職手当と給与について審議会の意見を求められている。我々が審議をしているということなのですが、前回は市長、退職手当を受け取られなかったと記憶しているのですが、今回、ここで決めたとしても受け取らないということが、そういうご意向がお有りなのでしょうか。

○森山会長

事務局の方に答えてもらった方がよいですね。事務局、その点どうでございましょうか。

○事務局（人事部長）

事務局として、制度的なところのご説明で大変恐縮ですが、市長の退職手当につきましては、北九州市に限った話ではございませんけれども、地方自治法で、市長等の常勤の職員に対して、条例で定めるところで、退職手当を支給することができるというふうに規定されておりまして、北九州市は、よその都道府県とか政令指定都市の長と同様に、市長等の退職手当に関する条例というものを制定しておりまして、任期毎に支給するという定めをしているところでございます。

原田委員ご指摘のとおり、市長は1期目、退職手当を受け取らなかったわけでございます。市長の退職手当の返上は、これを勝手にすると公職選挙法違反になりますので、きちんと条例化して、前回の北九州市の場合も市長の退職手当の支給の特例に関する条例というものを制定いたしまして、この条例の施行の際に、その時に市長である者が任期内に退職する場合、その場合の退職手当を支給しないという特例条例を作っております。その条例ができた時に市長である人は、退職手当を受け取る時期になっても、退職手当を出しませんという特例条例でしたので、この特例条例は、今はもう効力が切れております。ですから、また、新たに2期目もそのような条例を出さない限りは、市長に対しては現状では退職手当が支給されるという状況になっております。

今回市長は、退職手当を受け取る予定がないのかということについては、

今年の2月議会で市議会議員の方から質問が、似たような質問が出ておりました、その時の対応を要約いたしますと、この特別職議員報酬等審議会を開催して、各界を代表される皆さんに、退職手当の水準のあり方をご審議いただいて、その受け取りに関しては、審議会の検討結果を真摯に受け止め、その時その時の状況を踏まえて判断したいと市議会で答弁しております。

私からは以上です。

○永井会長代理

元々退職手当は、市長としての職責を果たしたことに對する報償であると思っております。今事務局の説明の規定にありましたが、市長には当然に受け取っていただきたいと思っております。

退職手当を受け取らないということが、政治的なパフォーマンスとして受け取られても市長にとっても心外のことではないかと思っておりますので、是非これは受け取っていただきたいと思っております。

○羽田野委員

私も委員としてですね。給料はもちろん仕事の対価として支払っているんですけども、一般的に、先ほどの説明を聞きますと、条例というものがあって、条例に基づくということになると、当然、その退職金も、それなりに審議をした上で決まった退職金は、受け取るのが筋ではないかと思うんですね。

それで、特に固有名詞の方が受け取るとか受け取らないとかという話ではなくて、決まっているものは、ちゃんとやっぱり市長が代わっても受け取ると、その分やっぱり、ちゃんと仕事をするというのが基本ではないかということですね。

特に年俸制でもないのですから、給料と一般的には退職金というのはセットで生活の糧にもなるわけですから、1期目はいろいろな事情があって受け取らないということになったのでしょうけども、今回、その特例の効力が切れているというのであればですね、そういう姿に戻して、その分一生懸命市民のために仕事をしていただきたいと思っております。

○森山会長

この退職手当は、先ほど事務局よりお話がございましたが、条例上ですね市長等が退職した場合に、その者に支給すると規定されているところでございまして、先ほどの事務局の説明にございましたように、本審議会としては、適正な退職手当の額を示すまでが、その責任の範囲ではないかと思っております。

今、永井委員、羽田野委員よりご意見がございましたが、それぞれまた皆さん、委員の皆様もそれぞれご意見があらうかと思っておりますけども、この件につきましては以上ということにいたしまして、次に移らせていただきたいと思っております。

次に、給料月額改定時期等について協議に入ります。

これにつきましても、事務局の方で作成した資料が配付されておりますの

で、説明をお願いします。

○事務局（人事部長）

それでは、お手元の資料につきまして、ご説明申し上げます。

追加資料の9ページをお開きください。改定時期の関係でございます。

この資料は、過去の特別職の報酬等の改定につきまして、改定時期ごとに、改正条例の市議会での可決月日、改定の実施月日等、また、審議会の諮問月日及び答申の日を、これらを表にしたものでございます。

上から2番目の昭和40年で申し上げますと、8月25日に答申をいただきまして、9月議会に条例改正を提案いたしました。そして9月30日に可決されまして、実施はその翌月の10月1日になっております。

表の下2つ、前回と前々回の改定で申し上げますと、いずれも2月中に答申をいただきまして、2月議会に条例改正を提案しまして、3月中に可決していただきまして、実施は翌月の4月1日から。

今回も、仮に予定通りに今月中に答申をいただければ、直近の9月議会に条例改定を提案するというのがこれまでの流れに沿えば、それが一番自然な流れかと考えております。そうなりますと、給料月額改定の実施時期でございますが、これまでの例に倣えば、議会可決後、改正条例が公布された日の翌月1日とすることが考えられるところでございます。

市長等の給与につきましては、前回ご説明申し上げましたとおり、平成27年3月31日までの間、マイナス10%の減額措置を講じているところでございまして、市長の給料月額につきましては1,206,000円となっているのが実情でございます。

仮に、給料月額改定の実施時期を10月1日からとしますと、今回事務局からご提案させていただいた改定案につきましては、いずれも減額後の額を上回るものとなっておりますことから、減額措置の期限である平成27年3月までの半年間、この取扱いをどうするかといった問題が生じることとなります。

確認をしていただきますと、試案の1ページをご覧ください。先ほどのご議論をお伺いしておりますと、例えば1ページの市長の給与について、仮に2案といたしますと123万円ということですが、市長は今、本来の額134万円でその10%減額措置を本年度いっぱいするというで決まっております。その10%カットというのが1,206,000円ですので、先ほどの試案の2案123万円よりも低い額になっているということでございます。この減額措置の取扱いをどうするかといった問題があるということでございます。

また、参考意見としていただく退職手当の支給割合引下げの実施時期に関しましては、市長等の現任期中に実施されればよいということになりますので、議会可決後、改正条例の公布の日から施行とするということが考えられるところでございます。いつ実施しようと市長が退職するまでに施行されていけば退職手当の計算に間に合うという趣旨でございます。以上でございま

す。

○森山会長

ただいまの説明についてのご質問または、ご意見はございませんか。

○永井委員

今、事務局から縷々説明いただきましたが、実施時期に関しては、すぐにも実施していただきたいという思いもたぶんあると思いますが、先ほどの説明の中でも、既に減額措置が実施されておって議会で承認されております。そういうことからしますと、平成27年3月までの間は、現行の減額措置後の金額を支給されるものとして、実際の改定案の適用は平成27年4月1日からということによろしいのではないかと思います。

○森山会長

ほかの方、どなたかご意見はございませんか

○香月委員

永井会長代理のご意見のとおりだと、議会はいつかけられるのですか。

○事務局（人事部長）

9月議会に。日程が順調にいけば、かけさせていただきます。

○香月委員

実施がどうあれ、9月にかける。

○事務局（人事部長）

事務局としては今のところそう考えております。答申を7月中に頂いたのにその後に議会にかけないのはなぜかということになりますので。

方向性を示していただければ、急いで準備をして次の議会に間に合わせるというのは我々の役目かと思っております。

○香月委員

永井会長代理が言われるとおりになるとしたら、9月議会にかけて4月1日実施というスケジュールと考えてよいですね。

○事務局（人事部長）

今、永井会長代理がおっしゃったのはそういうご意見だと今お聞きしました。

○香月委員

私もそれでいいのではないかと思います。

○森山会長

今、お二方からご意見ございまして、先ほど事務局のほうからの説明もございまして、条例が公布された後、その翌月からこの市長等の給料月額については施行すると。現在、市長にあっては1,340,000円から10%減額した1,206,000円が、副市長にあっては1,060,000円から10%減額した954,000円が特例的に支給されている訳でございます。先ほども議論ございましたけれど、改定案2案でいきますと、いずれもこの減額後の金額を上回っており、直ちにこれら改定案の額を採用することは、特例による減額措

置の趣旨を損ないかねないことが考えられる訳でございます。先ほどお二方ご意見がございましたように減額措置の期限となっている平成27年3月末日までは、引き続き、現行の減額後の額、10%減額した額が特例的に支給されるものとするものでいかがでしょうか。

また、退職手当の支給割合、これにつきましても、先ほど事務局のほうからございましたように、退職手当の算定に当たり新たな給料月額あるいは支給割合が適用となるように、条例の公布日から改正されるものとするもので、皆様いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と発する者あり）

○森山会長

それでは、再度、今と同じことでございますけども、はっきりさせていただきますと、市長等の給料月額の改定につきましては、規定上は条例公布日の翌月からの実施といたしますけども、減額措置の期限となっている平成27年3月末日までの間は、引き続き、現行の減額後の額が特例的に支給される。

そしてまた、退職手当の支給割合引下げにつきましては、条例公布日から実施するというので、どうぞよろしく願いいたします。

(4) その他

○森山会長

それでは、次に移らせていただきます。会議次第では4その他でございます。

今回は答申文を作成することになりますけども、まず答申の素案が必要と思います。その素案につきましては、本日の皆様のご意見を踏まえまして、私と永井会長代理で作成したいと思っておりますけども、この素案につきまして、ご一任いただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発する者あり）

○森山会長

ありがとうございます。それでは、次回の審議会で素案を基にご審議願って決定していただきたいと思っております。

(5) 閉会

○森山会長

本日の議題は以上でございますが、それ以外に、何かご意見、ご質問等がございましたら、どうぞ。

ないようでしたら、以上をもちまして、本日の審議を終わらせていただきたいと思っております。

今回は、本日お配りしております開催通知のとおり、7月18日（金）午後3時から、場所はこの会場でございます。よろしく願いいたします。

本日はどうも、ありがとうございました。

8 問い合わせ先

総務企画局人事部給与課給与第一係

電話番号 093-582-2217